

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	木津地区 (木津集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の7割を超える農地が1法人と4人の中心経営体によって耕作されているが、残りの農地は一般農家が耕作しており、高齢化が進むとともに後継者不在の農家も多数存在する。
・4人の中心経営体の耕作農地が分散錯圃の状態にある。
・担い手の規模拡大による耕作者数の減少や農業者の高齢化により、耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理が、将来は困難となる可能性がある。
・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻及び施設野菜や施設花苗・野菜苗を主要作物として栽培していく。また、市、県とも連携して他の高収益作物の導入や減農薬、減化学肥料栽培の取組みを検討する。
・規模拡大を希望する中心となる経営体に集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受け入れる仕組みの整備を進める。また、水路、農道等の管理については集落全体でできるよう仕組み作りを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.5	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.8	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内にある住宅地又は隣地との間にある農地や畑地は除外する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
既に、ほ場整備完了農地の7割強が担い手に貸し付けされており、集積化が図られている一方、その農地は分散錯圃の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地の利用調整を行い、規模拡大や集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合に、農地バンク機能を活用して中心となる担い手へ貸し付けていくよう、担い手も含めて集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した用排水設備の再整備化について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地の増加が見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減化学肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>②有機・減農薬・減化学肥料農業の取組方針 収益性の向上を図るためにも堆肥の施用、減農薬・減化学肥料栽培に取り組む。</p> <p>③スマート農業の取組方針 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・担い手農家・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。</p> <p>⑨耕畜連携 集落内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。</p>				

赤穂市 木津 地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）